

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	日本においては、過去に個人宛に海外から植物の種が大量に送り付けられた事例もあり、輸入規制がキチンと機能しているとは言い難いのが現状だと思う。	我が国においても、国内で販売(不特定多数の者に対する販売以外の授与を含む。)の用に供し又は営業上使用することを目的として、海外から食品等(乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃも含む。)を輸入しようとする場合、食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入の都度の届出が義務づけています。この届出については、全国の海空港に配置された検疫所において内容を審査し、食品衛生法に定める規格や基準に適合しているか等の確認を行い、過去の違反事例や食中毒等危害の発生状況等を考慮して必要に応じて検査を行っています。必要な輸入届出が適切に行われるよう、関係省庁とも連携の上、引き続き監視・指導を徹底してまいります。なお、植物の種子に関するご指摘については、植物防疫法を所管する農林水産省にお伝えします。
2	通信販売にて海外のおもちゃが多数輸入販売されているところだが、おもちゃに付着する接着剤などの化学薬品もどういったものが付着しているか分からず、子供が誤って口に入れて舐めてしまうことを考えると非常に心配である。	
3	輸出する際の品目を偽装される危険性がある。品目の偽装や禁止物品を日本に輸出する企業においては、日本を海外からの脅威から守るために、当該企業から送られる商品は一律輸入差し止めなどの措置が必要となると考える。	
4	2ページの19行目「法違反等」の「等」には、法違反以外の何が含まれるのか？	例えば海外におけるリコール情報などを踏まえて、輸入食品の安全性に関する問題が判明した際、監視強化の措置を講じることがあります。
5	相手国との十分なコミュニケーションの体制整備の更なる充実を求めます。HACCPによる衛生管理については、輸出国との二国間協議を確実に進めてください。	本計画(案)に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策をさらに推進し、輸入食品の安全確保に努めてまいります。
6	コロナ禍により積み上げられたオンライン活用の経験を活かし、リアルとオンラインの併用により、輸出国とのより密な関係づくり等を行い、これらの施策を着実に実行してください。	
7	輸出国での食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施してください。その上で、輸出国でのHACCP普及への施策を丁寧に進めてください。	
8	輸出国情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行ってください。	
9	輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要と考えます。省庁間や都道府県、保健所政令市等との連携をより強化し、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させて下さい。	
10	食品衛生法改正の猶予期間が終了し、2021年6月にはHACCPに沿った衛生管理が完全義務化となりました。2024年度計画(案)では、HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国に対し、衛生管理対策の確認として二国間協議の実施や現地調査、制度化の周知に力を入れる方針が示されており、成果が出ることを期待します。その際に輸出国の食品衛生に関する法制度や規範、食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の把握を十分に行い、輸出国の課題や必要な支援を的確に実施し、輸出国でのHACCPに基づく衛生管理普及を進めてください。	
11	輸入者への指導も、徹底して行われることが求められます。輸入食品の流通状況についての確認が常時行えるための、記録の作成及び保存は、たいへん重要です。	法違反が発見された場合は検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、輸入者に対し、迅速な回収、原因究明及び再発防止を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずることとしています。
12	輸入者による自主的な衛生管理、特に基本的な事項の指導や輸入前指導に力を入れる方針が示されました。輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的です。着実に実行してください。	また、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めること及び法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録を速やかに提供することが可能となるよう指導することとしています。今後とも、適切な監視体制の整備や輸入者への指導を適切に実施すること等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
13	加工食品は、様々な形で輸入されています。日本で加工される食品の原材料、添加物等も多く輸入されています。事業者に対し、自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導するとなっています。偽装等の防止対策も必要です。ますます増加する加工食品について、一層の検査の充実と業者への指導を行うべきと考えます。	加工食品の安全管理については、輸入加工食品の自主管理に関する指針(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)により、輸入者に対し、輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送等の各段階における確認事項等を示し、自主衛生管理の推進を図っています。検疫所においても、引き続き、輸入食品監視指導計画に基づき、重点的、効率的かつ効果的な検査等や輸入者等に対する指導等を行ってまいります。
14	BSEに対する消費者の不安は今も強くあります。輸出国の対日輸出プログラムが守られているのか、輸入した時に検証できる方法があるのかなど、消費者が安心できるBSE対策が求められます。	BSE発生国からの輸入牛肉等については、リスク評価の結果を踏まえた対日輸出条件を二国間協議において定め、輸入の都度、その条件を遵守できると輸出国政府が認定した施設において、対日輸出条件に従って処理されたこと等を証明する輸出国政府発行の証明書の添付が必要となります。今後とも、検疫所において輸入時に必要な衛生証明書の確認を行うとともに、必要に応じて現地調査等を実施し、その結果について厚生労働省のホームページで公表してまいります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	日本には海外から多くの遺伝子組み換え農作物が輸入されています。遺伝子組み換え農作物の輸入基準が守られているかは消費者にとって大きな関心事です。この大量な農作物の検査がきちんと行われているのか安全性について最新の検証をし、対策をするべきです。	食品衛生法において、厚生労働大臣が定める遺伝子組換えに係る安全性審査の手続きを経していない食品やこれらを原材料に用いた食品等の製造、輸入、販売などを禁止しており、遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査の手続きを経る必要があります。今後とも、遺伝子組換えトウモロコシ、ダイズ及びナタネ等の遺伝子組換え食品の開発状況等については、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの情報把握に努め、必要に応じモニタリング検査を行うなど、安全性未審査の遺伝子組換え農作物等が輸入されないよう、適切に対応してまいります。
16	ゲノム編集技術応用食品について、安全性に不安を感じる消費者も多く、安全性審査と表示の義務付けが必要だと考えます。ゲノム編集技術応用食品であることの消費者への情報提供がされるよう、消費者庁と連携して対応してください。	ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、その塩基配列の状況をみた場合、最終的に自然界又は従来の育種技術で起こりうる範囲の遺伝子変化のものは、従来の育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから特段の安全性審査を行う必要性は認められず、届出の対象としていません。一方、ゲノム編集技術応用食品及び添加物のうち、外来遺伝子が組み込まれたもの等、従来の育種技術では起こりえない範囲の遺伝子変化のものは、組換えDNA技術応用食品等と同様に、安全性審査の対象と整理しています。この整理は、国産品だけでなく、輸入食品についても適用されます。このことについて、海外の開発者等への認知を促すため、厚生労働省のホームページ(英語版を含む。)、検疫所を通じての周知や在京大使館を通じて海外への周知を図るなど、引き続き届出の実効性が十分確保されるよう取り組んでまいります。なお、表示に関連する消費者への情報提供に関する御意見に関しましては、消費者庁にお伝えします。
17	一般消費者が、適切な情報を得るための対策をたてるべきです。さらに厚労省のみならず、農林水産省や消費者庁等関係各機関との連携をしっかりと行い、消費者への情報提供に努力し、明確かつ迅速な情報公開をお願いします。また一方的な情報だけでなく、消費者の意見を受け止めるリスクコミュニケーションを求めます。	国民が適切な情報を得て、また意見交換を行うといったリスクコミュニケーションの取り組みは重要であると考えております。本計画(案)においては、5(5)④において食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を実施するなど、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしております。引き続き、関係省庁とも連携を図り、効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。
18	輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。一般消費者における食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省公式SNSや各種媒体を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。輸入食品の安全確保についての取り組みもわかりやすく取り上げていただくよう要望します。消費者との相互理解を効果的に深めるためにも、受け手に寄り添った分かりやすい伝え方・見せ方を追求してください。より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、工夫を凝らした施策強化を行ってください。	
19	輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。消費者の食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションの取組を重視すべきです。その際には消費者との相互理解を効果的に深めより良いリスクコミュニケーションを実現させるためにも、受け手に寄り添った分かりやすい見せ方・伝え方を追求して下さい。	
20	食品衛生監視員の研修等で資質の向上を目指すとともに、検査率を上げていくためにも、食品衛生監視員の増員など更に体制の拡充を求めます。	輸入食品等の監視体制については、引き続き、食品等の輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。
21	引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保等、監視指導体制の強化に力を入れてください。	
22	今後も引き続き多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保・充実等、監視指導体制の強化を図って下さい。	
23	2022年度の検疫所の食品監視員数は422人で、2018年度の420人からほとんど増えていない。輸入食品の増加及び検査計画数の引き上げに対応できるよう、検疫検査を担う食品監視員の人員増加を計画的に進めることを求める。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	(案)の文中に「輸入状況等の変化により、検疫所別又は食品群別の検査計画の実施が困難と判断する場合等にあつては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて見直しを行う」とありますが、実際に見直しは行われているでしょうか？検査項目は食品安全を担保するためというよりも、単純にノルマを達成するためだけに行われる検査なのではと疑いたくなるものが多々あります。地方港の検疫所が行っている加工食品のモニタリング検査の項目が適正であるかのチェックは行われているでしょうか？より加工食品の輸入が多い首都圏や関西圏の検疫所に添加物等の検査件数の割り当てを増やし、無駄な検査を地方検疫が行わなくてもいいような見直しが行われることを切に期待しております。モニタリング検査がより効果を発揮できるように必要に応じた見直しが必要な頻度で行っていただきたいものです。	各検疫所におけるモニタリング検査該当貨物の選定は、輸入者の別に依らず、あくまで届出品目に応じて行っているところです。届出品目のリスクに応じた適切な検査のため、輸入の実態に即して計画の見直しを適宜行っているところですが、実施品目や検査項目等についてさらなる確認を行い、効率的かつ効果的なモニタリング検査を努めてまいります。
25	水産食品、水産加工食品、その他の食料品、飲料において前年計画より多い検査件数が設定されている一方で、総数10万件を維持しているために、それ以外の検査件数が減らされている。少なくともすべての食品群の各検査項目において、増加を計画している件数は維持しつつ、昨年度の検査件数を下回るものについては昨年度の件数に戻して、本計画の目的である「輸入食品の一層の安全確保を図る」よう求める。	
26	いわゆる「健康食品」は、近年、国内外において健康被害が複数報告されています。健康被害を未然に防ぐため、食品に利用可能な成分であるか、食経験を十分に有するものであるかの確認など、安全性の確保に努めるよう指導するとともに、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な情報提供を行ってください。	輸入食品の安全性を確保するため、関係府省庁や都道府県等との連携を図り、適切な管理がなされるよう監視指導を実施することが重要であると考えております。また、本計画(案)5(3)①のとおり、いわゆる健康食品として販売される食品にあつては、食品に利用可能な成分であるか、食経験の確認など、輸入者に対して安全性の確保に努めるよう指導するとともに、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。
27	いわゆる「健康食品」は、危害情報が多く報告されています。「定期購入で申し込んだサプリメントを摂取して体調不良が生じたため解約を申し出たが、拒否されて不満である」などの定期購入に関する相談も多く見られます。また危害の内容としては、消化器障害、皮膚障害が多く見られます。健康被害を未然に防ぐため、食品に利用可能な成分であるか、食経験を十分に有するものであるかの確認など、安全性の確保に努めるよう指導するとともに、国民生活センター等と連携し被害情報やリスク情報を幅広く収集して、輸入者に必要な情報提供を行ってください。	
28	輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。	輸入食品の安全性を確保するため、食品供給の行程の各段階において適切な管理がなされるよう輸入食品監視指導計画に基づき監視指導を実施するとともに、関係府省庁や都道府県等との連携、関係団体等が開催する講習会等に担当者を派遣することなどを含め、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。 また、上記取り組みが着実に実施できるよう、引き続き、適切な監視体制の整備等に努めてまいります。
29	食品防御(フードディフェンス)の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。	食品防御(フードディフェンス)については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。
30	食品防御(フードディフェンス)の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。 私たちは07年12月末から08年1月にかけて、中国・天洋食品製の冷凍ギョーザを食べた10人が中毒症状を起し、日本側の捜査で有機リン系殺虫剤メタドホスが検出された経験をしています。この件では中国国内でも被害者が出ています。食品防御への対応は、輸入食品に限らず食品全般にとって重要な課題です。今日の世界では常に予測できないリスクの発生を考慮しておかなければなりません。輸出国情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行ってください。	このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン(平成20年6月5日付け食安発第0605001号)を策定するとともに、食品防御(フードディフェンス)に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。 今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
31	昨年と今年で検査件数の変化をみると、分野によって増減がありますが、その理由を教えてください。	モニタリング検査の検査項目別の検査件数は、前年度の輸入届出件数、法違反率、違反内容を勘案して設定しており(本計画(案)5(1)②)、その結果、令和6年度は、農産食品及び農産加工食品の抗菌性物質、病原微生物等を減らし、水産食品及び水産加工品の抗菌性物質、水産加工品の病原微生物等の検査を増加することとしています。
32	違反輸入食品の国内流通をすべて排除する検査は不可能だが、できるだけ抑えることが消費者の期待であり、低下した検査率を10%台に引き上げる計画とすることを求める。	輸入食品の検査は、①初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品に対して行う指導検査、②過去の検査結果から違反の可能性が高い食品に対して行う命令検査、③過去の検査結果等から違反の可能性が低い食品に対して行うサンプル調査によるモニタリング検査を実施し、違反食品が輸入されることを防止しております。このように違反リスクに応じた検査を実施しており、違反食品が減少すれば、結果として検査率が低下する場合もあることから、検査率だけを捉えて安全確保の取り組みが十分か評価することは適当ではないと考えております。引き続き、違反リスクに応じた適切な検査の実施に努めるとともに、本計画(案)に基づき、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。
33	輸出入事務に関する申請及び届出等については、法人である事業者は、法人番号の提出を行わせるような手続とすべきと考える(その方が、行政全体の能率向上と公正性の確保に資すると思われる)。国は、輸出入事務について、もっと法人番号の利活用を行うべきと考える。	食品等輸入届出において、法人番号等を有している輸入者には当該番号を入力していただき、輸入者情報に関する入力の手簡素化を実施しています。